

## 心疾患・腎疾患・代謝疾患に関する包括的医療政策の構築を求める意見書

我が国において、心疾患、腎疾患、糖尿病等の代謝疾患は、いずれも罹患率・死亡率が高く、医療費の増加や生活の質の低下を招く重大な健康課題である。

国はこれまで、肝炎対策基本法、がん対策基本法、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法、共生社会の実現を推進するための認知症基本法など、個別疾患に対応する法律を整備してきた。

これらの取組は、一定の成果を上げているが、対策が疾患ごとに分断されており、縦割りの弊害を生む可能性がある。心筋梗塞、腎臓病、腎機能不全（人工透析の導入）、糖尿病、肥満、脂肪肝などといった疾患は、生活習慣や病態が密接に関連しており、疾患横断的な視点に立った予防対策が必要であるため、総合的な医療政策を構築する体制の整備が急務である。

よって政府は、次の事項について、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 心筋梗塞、腎臓病、腎機能不全（人工透析の導入）、糖尿病、肥満、脂肪肝など、相互に関連する疾患に対して、疾患横断的な体制整備に関する指針を国主導で策定すること。
- 2 厚生労働省、文部科学省、農林水産省などが連携し、生活習慣病予防・健康教育・食生活改善などを一体的に推進する体制を整備・構築すること。
- 3 疾患横断的な体制整備を円滑に進められるように適切な予算措置を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣

殿

神奈川県議会議長